



令和 8 年度第 3 回神奈川県保健医療計画推進会議 資料 5

協議：地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る 令和 8 年度内示額及び令和 7 年度計画の事後評価

目次

- 本資料では、令和 8 年 9 月 4 日に通知された地域医療介護総合基金に係る令和 8 年度の内示額と令和 8 年度計画の申請に伴う令和 7 年度計画の事後評価について説明する。

1 令和 8 年度内示額

2 令和 7 年度計画の事後評価

1 令和8年度内示額

- 内示額は、国への要望額よりも減額となったが、本県が予定する事業は過年度残高を活用すれば、すべて実施可能な見込み
(単位：千円)

事業区分 (区分間の流用は不可)	国への要望額	内示額 = R 8 新規積立額 (A)	過年度残高 活用額 (B)	執行予定額 (A + B)
I - 1 病床の機能分化・連携推進	3,371,535	2,993,305	458,230	3,451,535
I - 2 病床機能再編の支援	0	0	0	0
II 在宅医療の推進	209,744	205,549	189,154	394,703
IV 医療従事者の確保	2,170,302	2,126,896	529,915	2,656,811
VI 勤務医の労働時間短縮	※ 2,095,209	※ 2,095,209	0	1,567,677
計	7,846,790	7,420,959	1,177,299	8,070,726

※翌年度活用予定額を含む。

- 新区分として、「医療機関の業務効率化・勤務環境改善に関する事業」の実施が予定されるが、現状、国から通知されていないため、本資料には、新区分の事業費は含まない。

1 令和 8 年度内示額

【参考】 令和 8 年度計画策定に係るスケジュール

	4～6月	7～9月	10月～12月	1～3月
R 7 年度	アイデア募集	県による事業化検討	県予算案の調整	「調査票」について協議(3 / 3 保健医療計画推進会議)
R 8 年度	国に「調査票」提出 (4 / 17) 国による配分に向けた調査 (2 ～ 4 月にかけて)	厚労省内示(9 / 4) 計画策定の概要について協議 (本日) 結果を踏まえ計画策定		国に「計画」提出 (1 月頃) 国交付決定 (未定 ※ 例年 3 月頃)

Kanagawa Prefectural Government ※令和 8 年度計画（案）に新たに位置付けた事業は、国の内示後から事業開始が可能

2 令和7年度計画の事後評価（総括）

- 令和7年度における各施策・項目の目標に対する達成状況は次のとおり

区 分	施策・項目	指標数	達成率 100%以上	達成率 80～100%未満	達成率 80%未満	判定対象外
I - 1 病床の機能分化・連携推進	(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備	2	-	-	2	-
II 在宅医療の推進	(2) 居宅等における医療の提供	4	4	-	-	-
IV 医療従事者の確保	(3) 医師の確保	3	1	-	-	2
	(4) 看護職員の確保	6	1	5	-	-
	(5) 歯科関係人材の確保	2	1	-	1	-
VI 勤務医の労働時間短縮	(6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備	2	-	1	1	-
計		19	7	6	4	2

- ◆ 達成率＝達成状況÷目標値×100（小数点以下第2位を四捨五入）
- ◆ 「〇〇（R3）より増加」を目標とする指標は、R3の値を目標値として達成率を算出
- ◆ 令和7年度の実績が未公表の指標については、直近の公表値により整理

全指標の平均達成率 **84.06%**

達成率100%以上は100%、100%未満は実数とし、
判定対象外を除く17指標で平均

2 令和7年度計画の事後評価

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【区分Ⅰ-1 病床の機能分化・連携】

- ◆ 回復期病床への転換の補助や医療機関に対する回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施、地域医療介護連携ネットワークの構築を実施する。

指 標	目 標	達成状況	達成率
回復期病床の整備数	803床	216床 (他に整備中の病床数96床)	26.9%
地域医療介護連携ネットワークの登録者数	75,174人	50,365人	67.0%

見解	● 近年の資材高騰等の影響によって、整備希望の医療機関の辞退や、整備スケジュールの見直し等が見られることなどから、目標は未達成となっている。 ● 各構想区域の医療機関の参加するワーキンググループや検討会等の実施を支援することで、医療機関における病床機能分化・連携の理解を深めることができた。 ● 地域医療介護連携ネットワークに参加する登録者については、施設の加入に紐づき登録者数も増加していくことを見込んでいたが、施設の加入が増加した時期が年度後半であったため、令和7年度末までに目標値を達成できなかったものと考えている。
改善の方向性	● 資材高騰等への対応として、補助単価の引き上げも検討のうえ、急性期から回復期への転換実施を見送った事業者へ回復期病床の整備を促す。 ● 地域医療介護連携ネットワークについては、既存の取組に加え、行政機関からの住民への訴求プロモーションの実施や、地域コミュニティー参加住民向けの参加同意取得活動などを通じて、登録者数の増加を図っていく。

2 令和7年度計画の事後評価

(2) 居宅等における医療の提供

【区分Ⅱ 在宅医療の推進】

- ◆ 在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。

指 標	目 標	達成状況	達成率
訪問診療を実施している診療所・病院数	1,452施設（R3）より増加	1,507施設（R6）	103.8%
在宅療養支援診療所・病院数	1,000施設（R3）より増加	1,076施設（R6）	107.6%
在宅看取りを実施している診療所・病院数	782施設（R3）より増加	848施設（R6）	108.4%
訪問歯科診療を受けている患者数（レセプト件数）	804,501件	840,260件	104.4%

見解	● 訪問看護のニーズに対応できる看護職員や訪問診療、訪問歯科診療を実施する診療所数・病院数が着実に増加しており、在宅医療提供体制等の充実に向けた取組みが進んでいる。
----	---

2 令和7年度計画の事後評価

(3) 医師の確保

【区分Ⅳ 医療従事者の確保】

- ◆ 医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消を目的とする。

指 標	目 標	達成状況	達成率
人口10万人当たり医師数（医療施設従事者）	233.3人（R 6 .12月）	—	-
15～49歳女性10万人あたり産科医師数の全国平均に対する神奈川県の実績値	88.5%（R 7 .12月）	—	-
小児二次救急医療提供体制を有する小児医療圏数	14医療圏（県内全域）の維持	14医療圏	100.0%

見解	● 人口10万人当たり医師数及び15～49歳女性10万人あたり産科医師数の全国平均に対する神奈川県の実績値については、実績値が2年ごとの公表となり、現時点では達成状況を確認できないため、判定対象外としたが、小児二次救急医療提供体制を有する小児医療圏数については、14医療圏（県内全域）を維持し、目標を達成した。 ● 引き続き、医師不足及び医師の地域偏在の解消、医療機関の勤務環境改善による医療従事者の定着・離職防止や医療安全の確保に向けて取り組んでいく。
----	--

2 令和7年度計画の事後評価

(4) 看護職員の確保

【区分Ⅳ 医療従事者の確保】

- ◆ 神奈川県の人10万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材を確保することを目標とする。

指 標	目 標	達成状況	達成率
民間立看護師等養成所卒業生の県内就業率	90.0%	87.2%	96.9%
県内院内保育施設数	120施設の維持	97施設	80.8%
離職看護師の届出登録者数	8,800件	8,622件	98.0%
離職看護師の就職者数の増加	750件	724件	96.5%
看護職員等修学資金借受者の県内就業率	95%以上（令和8年3月卒業者）	88.8%（令和8年3月卒業者）	93.5%
共同生活援助における医療連携体制加算（Ⅶ）算定事業所数	214事業所	298事業所	139.3%

見解	● 看護師等養成所への運営費補助や各種修学資金貸付金を通じて、看護師等の養成に取り組むとともに、県ナースセンターで無料職業紹介や復職支援研修を実施した。 ● 少子化や幼児教育・保育の無償化に伴い、認可保育園へニーズが移行していることなどもあり、県内院内保育施設数は減少し、目標値に達していない状況である。 ● 離職看護師の届出登録者数、就職者数は、目標値に達していない状況である。 ● 重度重複障害者等支援看護師養成研修の受講により専門的な技術をもつ看護師が養成された結果、医療的ケアを必要とする方へのサービス提供につながり、医療型短期入所利用者数は目標値を超える実績値となった。
改善の方向性	● 県内の保健医療人材の育成・確保に向け、看護職員等を目指す学生に対しては研修の実施や修学資金貸付制度の積極的な周知、離職した看護師に対しては届出制度等の周知や復職支援等について、効率的・効果的に事業に取り組んでいく。

2 令和7年度計画の事後評価

(5) 歯科関係人材の確保

【区分Ⅳ 医療従事者の確保】

- ◆ 今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目的とする。

指 標	目 標	達成状況	達成率
県内養成校（歯科衛生士・歯科技工士）の定員充足率	100%	73.9%	73.9%
在宅療養者に対して口腔咽頭吸引を実施する県内の歯科衛生士数	12名	17名	141.7%

見解	● 少子化等による養成校の志願者数低下により目標は達成できなかったが、定員充足率7割程度の確保に加えて、前年度よりも養成校のオープンキャンパス参加者数や資料請求数が増加しており、一定の効果はあった。 ● 在宅歯科口腔咽頭吸引実習を実施し、口腔咽頭吸引を実践できる歯科衛生士数を17名増加させ、目標値を達成した。
改善の方向性	● 県内養成校に在籍する生徒の出身高校の傾向等を把握し、GPS広告のターゲットを入校実績のある高校に絞るほか、類似した高校を新たにターゲットに加えるなど、新たなルートの開拓と併せて、効果的な広報にも努め、引き続き養成校の情報に関心を集められる機会の創出に努める。

2 令和7年度計画の事後評価

(6) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備

【区分Ⅵ 勤務医の働き方改革】

- ◆ 医療機関に対する地域医療提供体制を確保できる適切な時間外労働時間上限水準の適用と、将来的な勤務医の労働時間の縮減を目的とする。

指 標	目 標	達成状況	達成率
特定労務管理対象医療機関数の減	1 機関減 (35→34機関)	0 機関減 (35→35機関)	0%
医師労働時間短縮計画に定める時間外・休日労働時間数の目標を達成した医療機関の割合	45%	43%	95.6%

見解	● 特定労務管理対象機関の指定を受けているほとんどの医療機関は、指定期間が令和8年度末まで設定されているため、機関数の減は達成できなかったが、 医師労働時間短縮計画に定める時間外・休日労働時間数の目標を達成した医療機関の割合が増加 したことから、 医療機関における勤務医の労働時間短縮に係る取組が着実に進んでいる 。
改善の方向性	● 複数の医療機関においては特定労務管理対象機関の指定更新の意向がないことを把握しており、 令和9年度に特定労務管理対象機関の減を見込んでいる 。

本日お伺いしたい事項

- 令和7年度計画の事後評価の結果、全指標の平均達成率は**8割を超え**、概ね適切に事業を実施できたと捉えている。
- この評価を国へ提出することになるが、お気づきの点があればご意見を伺いたい。

参考 令和7年度までの地域別の基金執行状況

(千円)

公民区分	事業区分	横浜	川崎北部	川崎南部	相模原	横須賀・三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	その他 (全県対象)	計
公※	I	1,049,830	263,718	298,962	69,111	76,453	123,030	332,678	908,886	851,213	11,607	3,985,489
	II	119,707	11,776	44,349	5,306	21,630	10,239	27,660	64,286	11,190	101,495	417,636
	IV	1,502,257	335,857	662,518	256,297	386,513	614,929	719,489	569,535	317,070	2,104,302	7,468,767
	VI	979,663	263,713	96,704	224,227	0	0	148,837	0	4,337	0	1,717,481
	計	3,651,458	875,064	1,102,533	554,940	484,596	748,198	1,228,664	1,542,707	1,183,810	2,217,404	13,589,373
民	I	2,932,399	203,784	95,630	102,482	1,564,265	422,869	100,339	695,776	177,496	32,305	6,327,345
	II	657,980	64,683	81,302	50,679	165,570	137,398	129,925	199,102	96,274	968,006	2,550,918
	IV	4,781,573	851,634	726,096	580,411	617,614	934,735	502,249	878,195	892,108	1,049,192	11,813,805
	VI	202,263	135,593	96,575	206,331	0	17,556	11,576	18,620	4,776	0	693,290
	計	8,574,216	1,255,693	999,602	939,904	2,347,448	1,512,557	744,089	1,791,693	1,170,654	2,049,503	21,385,358
計	I	3,982,229	467,502	394,592	171,593	1,640,718	545,899	433,017	1,604,663	1,028,709	43,912	10,312,835
	II	777,687	76,458	125,650	55,984	187,199	147,637	157,585	263,388	107,464	1,069,501	2,968,554
	IV	6,283,831	1,187,491	1,388,614	836,708	1,004,127	1,549,664	1,221,738	1,447,730	1,209,177	3,153,494	19,282,572
	VI	1,181,926	0	0	430,558	0	17,556	160,413	18,620	9,113	0	2,410,771
	計	12,225,673	2,130,757	2,102,134	1,494,844	2,832,044	2,260,755	1,972,753	3,334,400	2,354,463	4,266,907	34,974,732

【上記の整理に当たっての「公」の定義】

- ・ 都道府県及び市町村
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関及び国、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した医療機関
- ・ 都道府県、市町村、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した介護施設等

説明は以上です。